

# 早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は5月31日(金)、口座振替は5月27日(月)、  
減免申請は5月31日(金)までです。お忘れのないようにお願いします。

## ①軽自動車税の納付は？

	納付場所		納付期限	納付に必要なもの
	現金納付の人 (右記①、②のいずれかで納付してください。)	①役場窓口		
②金融機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>●肥後銀行</li> <li>●阿蘇農協</li> <li>●九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)</li> <li>●熊本銀行</li> <li>●熊本県信用組合</li> </ul>		
口座振替納付の人	5月27日(月)引落としとなります。残高の確認をお願いします。			

## ②軽自動車税の減免申請を受けられる場合があります

減免申請	申請要件		手続き場所	減免申請に必要なもの		
	①公益のため直接専用するもの				役場税務課で手続きできます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅に送付された納付書</li> <li>●車検証(減免を受ける年の4月1日現在の所有者が減免要件に当てはまるもの)</li> <li>●使用される人の運転免許証</li> <li>●印鑑</li> <li>●各障害者手帳・戦傷病者手帳</li> <li>●個人番号が確認できるもの(通知カード・マイナンバーカード・個人番号が記載された住民票など)</li> </ul>
	②障がいをお持ちで歩行が困難な人					
対象となる車	使用している人	納期限(5月31日)までに申請ください。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体に障がいがある人がお持ちの軽自動車(18歳未満の場合は、生計を一にする人がお持ちの軽自動車)</li> <li>○精神に障がいがある人がお持ちの軽自動車(生計を一にする人がお持ちの軽自動車)</li> <li>○身体または精神に障がいのある人の利用のために構造された軽自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがある人本人</li> <li>○18歳未満で身体に障がいがある人または精神に障がいがある人と生計を一にする人</li> <li>○身体障がいまたは精神障がいのある人のみで構成される世帯は、障がいをお持ちの人を常時介護する人</li> </ul>					

\* 減免台数1人に1台とし、普通乗用車等の同時の申請はできません。  
\* 障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉 税務課 軽自動車税係 TEL(67) 2703

自動車税の納付は  
5月31日(金)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日(金)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(熊本については山鹿市役所)、自動車税事務所まで納めていただきますようお願いいたします。

インターネットを利用した、クレジットカードの納付やスマートフォンによる納付もできます。

〈問い合わせ〉

熊本県北広域本部 収税課

TEL 0968(25) 4116

熊本県自動車税事務所

TEL 096(368) 4020

